

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）5月17日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業に認可等をすべき漁業者の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業（手繰第三種）（はたてがい）	渡海共第9号共同漁業権漁場区域	5月1日から翌年4月30日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	総トン数10トン未満	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）5月1日以前の許可は、令和5年（2023年）5月1日から令和6年（2024年）4月30日まで、令和5年（2023年）5月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）4月30日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）5月1日以前の認可は、令和5年（2023年）5月1日から令和5年（2023年）10月31日まで、令和5年（2023年）5月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）4月30日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
	渡海共第5号共同漁業権漁場区域	7月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	同上	同上	同上	同上	
小型機船底びき網漁業（手繰第三種）（ほっきがい）	渡海共第40号共同漁業権漁場区域	6月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	同上	同上	同上	同上	(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 函館市恵山岬町と函館市御崎町との界から青森県下北郡東通村尻屋崎突端を結んだ線以東（噴火湾海域を含む）の海域において、甲長8センチメートル以上のけがにの雄がにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (3) 〇〇（対象魚種）以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	渡海共第11号共同漁業権漁場区域	7月1日から翌年4月30日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	同上	同上	同上	同上	
小型機船底びき網漁業（手繰第三種）（ほっきがい、さらがい及びえぞばかがい）	渡海共第3号共同漁業権漁場区域	7月1日から翌年4月30日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	同上	同上	同上	同上	
	渡海共第1号共同漁業権漁場区域	7月1日から翌年4月30日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	同上	同上	同上	同上	